

更新規則抜粋

認定医制度規則

第12章 資格の更新

(更新義務)

第22条

- 1 認定医、指導医、研修施設および関連研修施設は**5年ごとにその資格を更新**しなければならない。
- 2 更新の申請方法、審査ならびに認定方法などについては別に定める。
- 3 終身指導医の申請方法、審査ならびに認定方法などについては別に定める。

第13章 資格の喪失ならびに認定の取り消し

(事由)

第23条

- 1 認定医および指導医が次の事項に該当するとき、認定医委員会および理事会の議を経て、認定を取り消す。なお、**指導医であって申請時満65歳を超えた者は更新を要しない**。
 - 1) 正当な理由を付して認定医の資格を辞退したとき
 - 2) 資格の更新を行わなかったとき
 - 3) 歯科医師または医師の免許が取り消されたとき
 - 4) 本学会会員の資格を喪失したとき
 - 5) 認定医、指導医としてふさわしくない行為があったとき
 - 6) 申請書類などに重大な誤りがあったとき
- 2 認定医委員会は、会員が前項第5号または第6号に該当するとき、資格喪失の認定前に当該会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。
- 3 前項第1号、第2号、第5号および第6号に該当する資格の喪失の適否については、認定医委員会の議を経なければならない。
- 4 理事会にて承認された結果は、総会にて報告する。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第24条

- 1 前条により認定を取り消された者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。
- 2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

※補足：指導医から終身指導医を申請する規定

第9章 終身指導医の申請資格および認定

(申請方法ならびに認定)

- 1 第15条 **更新時において65歳以上の者**は、更新料3万円と更新申請書の提出をもって認定委員会において終身指導医として認め、理事会の承認を経て総会にて報告する。なお認定証の登録期限は「終身」とする。

認定医制度施行細則

第5章 認定料・登録料および更新料

(料金)

第10条 認定料・登録料および更新料は以下のようにする。

- 1 認定医および指導医の申請料ともに各1万円、登録料は認定医2万円・指導医3万円とする。
- 2 研修施設審査料と登録料は併せて1万とするが、審査にて不合格でも登録料分は返金しない。
- 3 認定医・指導医の更新は、認定医2万円・指導医3万円とし、研修施設の更新は5千円とする。
- 4 指導医は認定医を兼ねるため、指導医の更新期間にて認定医の更新も同時に行う。

日本小児口腔外科学会認定医制度更新要綱

第1条 認定医制度の単位制

継続申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 指導医は更新時 100 単位
2. 認定医は 60 単位
3. 本要綱の他関連学会とは、日本口腔外科学会、日本小児歯科学会、日本口腔科学会、日本臨床口腔病理学会、日本歯科放射線学会、日本口腔顎顔面外傷学会、日本口蓋裂学会、日本顎関節学会、日本顎変形症学会、日本矯正歯科学会とする。

第2条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本小児口腔外科学会雑誌論文掲載「小児口腔外科」
 - (1) 筆頭 40 単位
 - (2) 共著者 20 単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆頭 10 単位
 - (2) 共著者 5 単位

なお、関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、認定委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第3条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本小児口腔外科学会学術大会
 - (1) 筆頭 30 単位
 - (2) 共著者 10 単位
2. 他関連学会
 - (1) 総会に伴う学術大会
 - ① 筆頭 5 単位
 - ② 共著者 3 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会
 - ① 筆頭 3 単位
 - ② 共著者 1 単位

第4条 学術大会出席

1. 日本小児口腔外科学会学術大会 20 単位
2. 他関連学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 5 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 3 単位

第5条 研修会

日本小児口腔外科学会主催の研修会（教育・BLS 含）については下記の単位とする

- (1) 連続開催 2 日 40 単位
- (2) 1 日開催 20 単位
- (3) 半日開催 10 単位

付則 1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。

2. 1 日開催との基準は 10 : 00 ~ 16 : 00 までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。

3. 連続して 2 日間に渡り開催された場合には、時間を問わず 2 日開催とする。